

形質変更時要届出区域台帳

大阪市

整理番号	整-25-25	指定年月日・指定番号	平成25年11月29日・届指-131号	所在地	此花区四貫島一丁目15番11			
調製・訂正年月日	平成25年11月29日調製、平成25年12月20日訂正、平成26年1月9日訂正、平成26年3月20日訂正							
形質変更時要届出区域の概況	未利用地（アスファルト舗装）			面積	42.23m ²			
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	全ての区域について法第14条第3項の規定に基づく指定							
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由								
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置								
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨								
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状況	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目	指定調査機関の名称		
	平成25年10月16日	砒素及びその化合物			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	一般社団法人 関西環境管理技術センター 株式会社ユニチカ環境技術センター		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壤搬出		
	平成25年12月(平成26年1月)	平成26年1月	地下水観測井戸設置・撤去		大阪市長	有・無		
	平成26年1月	平成26年1月	汚染土壤の掘削除去		大阪市長	有・無		
						有・無		